

介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者及び
指定第1号事業者に対する行政処分について

平成31年3月29日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

指定居宅サービス事業者及び指定第1号訪問事業者である株式会社カメラハウスに対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第6号及び第115条の45の9第2号及び第7号の規定に基づく行政処分を平成31年3月29日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名：株式会社 カメラハウス
代表者名：代表取締役 椿原 耕司
所在地：旭川市忠和6条1丁目1番34号

(2) 事業所

事業所名：訪問介護（介護予防訪問介護）事業所カメラハウス
所在地：旭川市忠和6条1丁目1番34号
サービス種類：訪問介護及び第1号訪問事業
指定年月日：（訪問介護）平成25年11月15日
（第1号訪問事業）平成27年4月1日

3 処分内容

- ・指定居宅サービス事業者及び指定第1号事業者の指定の一部の効力の停止
（平成31年4月1日から平成31年6月30日までの3か月間、新規利用者の受入停止及び報酬上限7割とする。）

サービス種類：訪問介護及び第1号訪問事業
根拠法令：介護保険法第77条第1項第6号及び第115条の45の9第2号及び第7号

4 処分の原因となる事実

(1) 介護報酬の不正請求（法第77条第1項第6号及び法第115条の45の9第2号該当）

訪問介護において、同一建物減算を適用すべきところ、適用せず、介護報酬を不正に請求した。不正請求額995,471円（試算額）。

(2) 不正又は著しく不当な行為（法第77条第1項第11号及び法第115条の45の9第7号該当）

事業所を移転する旨変更届を提出したにも関わらず、実際には転居せず、居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為を行った。